

～ 基本的対策徹底期間について～

村民の皆さまには、感染予防のため、外出自粛、営業時間の短縮など、長期にわたりご協力いただき、心から感謝申し上げます。

三宅村において、大きな感染拡大が発生せずに今日を迎えることができましたのは、すべての村民の皆さま、そして事業者の皆さま、さらには島しょ保健所三宅出張所、中央診療所など関係機関の皆さまのご理解・ご協力の賜物です。

東京都は、新型コロナウイルス新規感染者数の減少に伴い、本日をもってリバウンド防止措置期間を終了し、基本的対策徹底期間に移行することを決定しました。

感染のリバウンドを防ぐためには、社会全体で力を合わせて取り組むことが重要です。三宅村におきましても東京都と同様、村民の皆さまに次の2点について、お願いをいたします。

一つ目は、「外出時には少人数で、混雑している場所や時間を避けた行動をすること」。二つ目は、「都道府県間の移動の際における基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えること」です。

また、島内においても、密閉・密集・密接の3つの密の条件を満たす場所への外出を避ける「3密の回避」、人と人との距離の確保、マスク着用、こまめな手洗い、手指消毒などの「基本的な感染防止対策の徹底」を引き続き心がけていただきますようお願いいたします。

現在も、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。

皆さまとともにコロナウイルスに打ち勝ち、一日も早く笑顔で明るく生活できる日常に戻れるよう、住民の皆さま、お一人お一人の心を一つにして取り組み、私たちの三宅島を守っていきましょう！

引き続き、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1 外出等のお願い

【住民の皆さまへ】

外出は、少人数で、混雑している場所や時間を避けた行動をお願いします。帰省や旅行など、都道府県間の移動の際は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるようお願いいたします。

【来島される皆さまへ】

来島される場合は、基本的な感染防止対策を徹底し、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用について

●注意事項●

感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへのお願い

【飲食店及び飲食に関連する施設】

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、店頭への掲示店舗

1) 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内としてください。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）または他の接種証明書等の活用をお願いします。

2) 認証基準を適切に順守して営業するようお願いいたします。

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」未交付（未掲示）または掲示していない店舗

1) 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内としてください。

2) 酒類提供・持込は、11時から21時までとするようお願いいたします。

※カラオケ設備を提供している店舗について

利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するようお願いいたします。

●注意事項●

事業者の皆さまには、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL04994-5-0981

令和3年10月24日現在